

軽微な設計変更における工種区分

1. 土木工事における軽微な追加工事では、施工時間帯（昼夜別）及び使用機種、使用材料等の変更で、構造、工法、位置、施工断面等の重要な変更に関わらないものとし、本表の指定項目については、決議金変更（軽微な設計変更）で処理できるものとする。
2. 金額の変更はその額を含めて「決議金変更限度額」の範囲内とする。
3. 設計書の様式により、細別欄に形状寸法を記載しているものについても、この運用基準を適用することができるものとする。
4. 本表の指定項目に記載されていないものについては、別途協議のうえこれを定めるものとする。

工種区分	主要工種	類似増工工種	軽微な追加工種
撤 去 工	構 造 物 撤 去 工	形状寸法変更	施工機種変更、構造物撤去工 (フェンス・柵類・標識・車止め・その他工作物等)
	構 造 物 破 碎 工	形状寸法変更、有筋←→無筋	施工機種変更、構造物破碎工
	樹 木 撤 去 工	形状寸法変更	施工機種変更、樹木撤去工
	鋼 矢 板 撤 去 工	形状寸法変更(長さ、種別等)	施工機種変更(工法変更は除く)
	杭 撤 去 工	形状寸法変更(長さ、種別等)	施工機種変更(工法変更は除く)
準 備 工	舗 装 切 断 工	舗装厚変更	舗装切断工(As、Co)
	舗 装 破 碎 工	舗装厚変更、有筋←→無筋	舗装破碎工(As、Co)、施工機種変更
	舗 装 切 削 工	切削深さ、施工時期(本市の事由による)	施工機種変更
	破 碎 殻 運 搬 工	運搬先変更(受入費、運搬距離)	施工機種変更、破碎殻運搬工
土 工	掘 削 積 込 工	土質の変更	施工機種変更、掘削工、積込工 その他 (切土工・盛土工・客土工・敷均し工・押土工等)
	埋 戻 し 工	埋戻土の変更(現場発生土←→購入土)	施工機種変更、埋戻し工
	残 土 運 搬 工	運搬先変更(受入費、運搬距離)	施工機種変更、残土運搬工
仮 設 工	土 の う 積 工	使用土変更(現場発生土←→購入土)	材質変更、工法変更
	足 場 工	種別変更 (単管足場←→枠組足場←→木製足場)	防護工の追加(シート、板張り等)
	水 替 工	種別変更	水替工
	鋼 矢 板 工	種別変更(Ⅱ型←→Ⅲ型、簡易型等)	各種土留工、土留支保工
	地 盤 改 良 工	種別変更(工法変更は除く)	
	路 面 覆 工	種別変更(鋼製←→C o 製)	各種路面覆工
排 水 工	排 水 管 布 設 工	種別変更 (ヒューム管←→塩ビ管・陶管等)	施工機種変更、排水管布設工 その他(管保護工、管接続工、暗渠排水工等)
	側 溝 工	種別変更 (溝蓋種別・形状及び在来品←→新品) 側溝深さ変更 (側壁厚及び側溝幅の変更は「軽追」)	側溝工全般、その他(街渠工等)
	雨 水 ・ 集 水 枿 工	種別変更(深さ)	雨水枿築造工、集水枿築造工 その他(人孔築造工及び排水施設全般)
擁 壁 工	重 力 式 擁 壁 工	高さ変更	重力式擁壁全般、その他(石積擁壁工等)
	プレキャスト擁壁工	高さ変更	施工機種変更、プレキャスト擁壁全般

工種区分	主要工種	類似増工工種	軽微な追加工種
境界石工	歩道縁石工	種別変更 縁石高さ、直線、曲線 在来品←→新品 CB製←→場所打Co CB製←→花崗岩製 型枠(両側・片側・無) 場所打Coの高さ及び幅等	縁石工全般 その他 (自転車道境界石、嵩上げコンクリート、レガ縁石等)
	道路境界石工		
	舗装境界石工		
	舗装止工		
舗装工	路床工	補足材(有・無)	施工機種変更、路床工全般
	路盤工	種別変更(材料種別の変更)、厚さ	施工機種変更、路盤工全般
	舗装工	種別変更(材料種別の変更)、厚さ ※通常のアスファルト(密粒度、粗粒度等)を 特殊アスファルトに変更する場合は、新規 工種として取り扱う。	施工機種変更、舗装工全般 その他 (As舗装工、Co舗装工、砕石舗装工、CB舗装工等)
交通安全施設工	路面標示工	種別変更(幅、標示色)	路面標示工全般(消去工含む)
	車止め工	種別変更 (材料種別の変更、在来品←→新品等)	車止め工全般
	標識工	種別変更(種別変更、在来品←→新品等)	標識工全般
	防護柵設置工	種別変更 (材料種別の変更、在来品←→新品等)	防護柵工全般 その他(ガードレール、遮光柵等)
	視線誘導標工	種別変更 (材料種別の変更、在来品←→新品等)	視線誘導標工全般
雑工	修正工	種別変更 (雨水樹、集水樹、下水人孔、水道鉄蓋、止水栓等)	修正工全般
	フェンス工	種別変更(材料種別の変更、高さ)	フェンス工全般(門扉含む) ※ 特殊フェンスは除く
植栽工 [維持管理含む]	植栽工	種別変更(幹回り、高さ等)	施工機種変更、樹種変更 植栽工全般(維持管理含む)
	移植工		
	剪定工		
	樹木撤去工		
	薬剤散布工		
土質調査	試錐工	土質の変更、深さ等	土質調査・土質試験等全般
	標準貫入試験		

※ 労務費、損料、経費等の一式計上されたもので、工事目的物の数量の変化に応じ、変更するのが妥当なものは、現設計の積算条件の範囲において、軽微な変更で処理できる。

《「軽微な設計変更の運用基準」の適用にあたっての留意点》

- 1) 本基準は、設計変更における契約変更締結までの実施決定の事務手続(変更指示書・請書による手続)が行われていなければ適用できない。
- 2) 軽微な設計変更は、工期の末に契約変更を行うことができる旨定められているので、部分払及び部分完成時は工期の末(最終工期)ではないので実施できない。
- 3) 軽微な設計変更の取り扱いは、例外的な取り扱いとして、本表に定められたものに関し新工種とみなさないものとし、決議金変更(軽微な設計変更)として処理しているもので、運用基準を拡大解釈して運用してはならない。